



出演約款

2026年6月29日改訂

肖像使用について

<p>肖像権・ パブリシティ権とは</p>	<p>肖像権とは、自分の顔や姿態をみだりに「撮影」や「公表」などされたりしない人格的権利をいいます。 また、顧客吸引力を有する著名人等の肖像については、無断で商業目的で使用されないという権利が認められ、これをパブリシティ権といいます。 なお、当然のことながら、個人には、個人の姿や情報など、私生活上の事柄を守るための権利としてプライバシー権利が認められています。</p>
<p>著作権と出演者の 肖像権・パブリシティ権 について</p>	<p>著作権と肖像権・パブリシティ権は別個独立の権利であり、著作権者であっても、肖像使用は事前に許諾を得た範囲内に限られ、 無断で使用すれば肖像権・パブリシティ権の侵害となりペナルティが科される場合があります。 そのため、著作権者であっても肖像を含む広告成果物（コンテンツ）を無断で使用したり、第三者に使用許諾を与えることはできません。</p>
<p>肖像の「部分使用」</p>	<p>身体の一部であっても肖像権が及びます。モデルの顔を切り取る・モザイクを施すなどした肖像であっても、無断で使用すれば肖像権の侵害となります。 また、人物の特定が困難になるような改変をすることは、人格権の侵害となりますので、改変を行う際には予め肖像権の帰属先に許諾を得てください。 また、肖像以外の氏名・音声・経歴の使用についても、無断使用はトラブルの原因となりますので予め許諾を得るようにしてください。</p>

出演依頼について

出演依頼に際しましては、より透明性をもたせる為に、使用媒体・使用期間・使用エリア・競合・出演料などの使用条件を予め明確に定めた上で、お取引をさせていただいております。それぞれの項目についての説明および注意事項を以下に記載しておりますのでご参照ください。

クライアント名	<p>広告主であるクライアント名の正式名称</p> <p>※肖像を含む制作物の使用者、広告主が複数ある場合には、二次利用となりますので別途、使用料金が発生します。 使用料金は、出演者の労働性に対するものではなく肖像使用の対価となりますので、使用者が複数ある場合には必ずご申告いただきますようお願いいたします。</p>
商品名	<p>商品名、企画名、作品名の正式名称</p> <p>※商品名を機密事項等の理由により事前に公開出来ない、または新商品、新企画のため名称が未定である場合は、略称での記載や商品のカテゴリについて詳しく明記頂きますようお願いいたします。 ※機密事項の場合には決定前までに、名称が未定である場合には公開前までに情報の開示をお願いいたします。</p>
使用媒体	<p>肖像を使用する媒体</p> <p>例) テレビ、新聞、雑誌、ポスター、インターネットなどのデジタルメディア広告、交通広告、屋外・屋内広告、販売促進助成物（パンフレット、カタログ、ラベル類など）</p> <p>※肖像使用は、使用者の管理が及ぶ範囲とし、第三者による不正使用が発覚した場合は、使用者の責任において無断使用者へ削除要請をすると同時に、当該第三者に無断使用料を払うよう要請する責任を負っていただきます。</p> <p>※肖像を含むコンテンツをアーカイブ（記録目的）として使用期間を超えて掲載する場合は、別途、当社にご相談ください。</p> <p>※SNSも媒体のうちの一つとなりますので、撮影風景を含む肖像をSNS上で公開する場合は、使用媒体にSNSを追加する必要があります。</p> <p>※肖像を含むコンテンツを、AI・機械学習の学習データおよび生成AIの入力・出力として使用することを禁止します。</p>

出演依頼について

使用期間	<p>肖像を使用することができる期間</p> <p>〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日のようにはっきりと期間を明示してください。当初依頼された期間より変更がある場合は、協議の上決定するものとします。</p> <p>※延長の際は1カ月前までにお知らせください。（その延長の可否を保証するものではありません。）</p>
使用エリア	<p>国内及び海外での媒体使用がある場合は使用国</p> <p>※初回に記載がない場合は追加エリアとして別途使用料が発生いたします。</p>
競合の有無	<p>企業競合をかけ独占的に肖像を使用する場合は専属契約料、商品競合をかけ制限する場合は拘束料が発生します。</p> <p>● 競合とは</p> <p>同業他社または同一カテゴリ製品の広告媒体への出演を制限することを指します。出演制限に対し拘束料が発生します。</p> <p>※同業他社の広告すべてに出演できない場合は、専属契約料が発生します。</p> <p>※他社製品（同一カテゴリ製品）の広告に出演できない場合は、アイテム数によって拘束料がUPします。</p> <p>※漠然とした分類ではなく、具体的な製品を明示してください。</p> <p>※競合を掛けた製品のパーツ・装備品については、特段の合意と拘束料がない場合は競合対象とはなりません。</p> <p>競合の期間</p> <p>出演媒体の使用期間と同じものとし、媒体の使用前ならびに終了した出演先に競合をかけることはできません。</p> <p>使用期間外に競合を掛ける場合は、別途拘束料が発生します。</p> <p>過去の出演歴および公開前の出演先についてのお問い合わせにはお応えできませんので予めご了承ください。</p> <p>競合無しの場合</p> <p>「競合無し」の案件については、他の出演に関しては制限がないため、過去の出演を含む出演情報の提供には応じかねますのでご了承ください。出演情報の確認が必要な場合、「競合有り」に条件を変更の上、別途競合料（専属契約料・拘束料）をお支払いください。例外的に「競合無し」の案件で情報提供をする場合は別途費用が発生する場合がありますのでご了承ください。</p>

出演依頼について

出演料	出演料・使用料は肖像の使用許諾の範囲（媒体・期間・地域・競合の有無）・その他の条件・実働の条件によって決定します。
その他の条件	<ul style="list-style-type: none">Ⓐ下着・ヌード・その他特殊な出演の場合は事前に正確な内容をお知らせください。Ⓑパーツ（手・足・髪等）も肖像となります。Ⓒオーディション料・カメラテスト料・採寸・仮縫い・衣装合わせフィッティングモデルの場合は拘束時間に応じて料金が発生する可能性があります。Ⓓプレゼンテーション料・リハーサル料（本番日以外）は出演料に応じて別途料金が発生する可能性があります。
撮影日	撮影前日のアングルチェック・リハーサルなどはスタンドインなどでご対応ください。
オーディション	映像資料など事前に必要な場合は日数を設けて行ってください。 オーディションが開催される場合で、当初の予定よりオーディションを数回行う場合などは別途費用が発生する可能性があります。
実働の条件	<ul style="list-style-type: none">Ⓐ1日の拘束時間／原則8時間以内（8：00～21：00）<ul style="list-style-type: none">18歳未満22：00以降使用禁止（一部例外あり）15歳未満20：00以降使用禁止（一部例外あり）Ⓑ早朝・深夜／6：00以前・21：00以降は割増料金を申し受ける場合があります。Ⓒ移動／移動のため前日から拘束される場合は時間に応じて割増料金を申し受ける場合があります。Ⓓ超過料金／別途Ⓔ予備日／天候予備日のキープご希望の場合は別途費用が掛かる場合がございます。

出演依頼について

年少者・児童の出演時間	<p>テレビ番組や演劇などのライブ上演では労働基準法に則り、年少者・児童の出演時間を制限しています。広告制作等においても配慮してください。</p> <p>年少者 22:00～翌5:00就労禁止 児童 22:00～翌5:00就労禁止</p> <p>時間帯について</p> <p>集合（開始）時刻は7:00以降、解散（終了）時刻は20:00以前を原則としてください。 やむをえない場合は交通手段等の手配、宿泊の手配、またその実費の請求を申し受ける場合がございます。</p>
スタンドインの出演条件	<p>スタンドインの出演条件、基本料金は下記の通りの拘束時間を目安として計算します。 1日の拘束時間：原則10時間以内</p> <p>追加料金について</p> <ul style="list-style-type: none">①10時間を超えた場合は、1時間ごとに別途料金が発生します。②6時以前、21時以降は早朝・深夜割増料金が発生する場合がございます。③パーツでの本番の作品への出演...カット数、拘束時間によりますのでご相談ください。
支払いについて	<p>現金振込にてお支払いください。</p> <p>※お支払い期日は発注時に双方合意した期日とします。なお、お支払い条件（支払いサイト等）は注文書作成時に必ず当社へご申告ください。</p>
手数料	<p>当社の業務管理費またはサービス料はお見積り金額に含むものとします。</p>
消費税	<p>出演料・使用料・手数料等を含む総額に対し法定の消費税率による消費税を申し受けます。</p>

出演依頼について

源泉税	源泉徴収は不要です。
キャンセル料	<p>出演者のスケジュールは決定した時点から同日の出演や競合他社への出演をお断りするなどの調整を行います。 したがってキャンセルされた場合には下記を基準としたキャンセル料を申し受けます。</p> <p>Ⓐ撮影日前日・当日 出演料の100%</p> <p>Ⓑ撮影日3～2日前 出演料の80%</p> <p>Ⓒ撮影日7～4日前 出演料の50%</p> <p>Ⓓ発注後～撮影日8日前 出演料の30%</p>
損害賠償について	<p>出演に際しては出演者の安全に十分な配慮をしていただきますようお願い申し上げます。 万が一の事故の場合、治療費や損害賠償は全額ご負担いただくことを予めご了承ください。</p>
不可抗力	天災・事故・病気（要診断書）等により契約を履行できなかった場合は、別途協議の上、解決するものとします。

契約外使用について

期間の延長・媒体の追加などの契約外使用について

モデルの肖像を許諾の期間・範囲を超えて使用する場合は、必ず1カ月以上前に書面にて申請し許諾を得てください。

- ①モデル肖像使用の終了日から1カ月前までにご連絡がない場合は、当初の契約内容に基づき使用を終了させていただきます。
- ②条件その他の理由によりお断りする場合があります。
- ③使用許諾をする際には特段の合意をしない限り追加使用料が発生します。

無断使用に対する賠償・違約金について

無断使用に対する賠償・違約金に関しては、以下のとおりです。

- ①許諾を得ないで、また許諾の範囲を超えて肖像を使用した場合には、違約金を請求させていただきます。
金額は使用の程度・期間を勘案して当社が決定するものとします。
- ②許諾を得ずに使用期間延長、媒体やURLの追加等、契約外使用をした場合は無断使用者にトラブルの全責任を負っていただきます。
この責任には当社に対する違約金は当然のこと、競合等の制限による新たな契約者の使用を妨げた場合の損害の責任も含まれます。
- ③違約金の支払いは請求書到着日に即日お支払いください。

その他の注意点・お願い

個人情報の取扱と管理	当社が開示する一切の個人情報は、個人情報保護法に従って取り扱い、出演に関与しない第三者への漏洩や出演以外の目的に使用されることのないよう管理してください。
取引禁止	<p>下記のような内容のお仕事、またはクライアントとはお取引が出来かねますのでご了承ください。</p> <ul style="list-style-type: none">①暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、反社会的勢力に関わる団体や個人のクライアント②出演者の安全が確保できないもの③モデル(タレント)、モデル事務所の信用・名誉・イメージを毀損したりプライバシーを侵害するもの④ポルノを含む表現（アダルトビデオを含む）又はわいせつな表現⑤出演の内容が明確でないもの⑥真実を装ってするいわゆる「やらせ」等虚偽の行為となる出演⑦モデル事務所、モデル(タレント)または第三者の知的財産権その他の権利を侵害するもの⑧公序良俗や法令に違反する活動⑨当社が不適切と判断するもの
禁止事項	<p>①出演者との直接取引 当社が把握していない出演者との名刺交換、連絡先を交換する行為及び当社を介さない出演依頼は禁止とします。 緊急連絡先として出演者の連絡先が必要な場合は事前に当社へお知らせいただきますようお願いいたします。</p> <p>②出演者との直接契約締結 出演者に対して書類への捺印を求める場合は、事前に当社にご連絡いただき許可を得てください。 当社が確認していない契約書・覚書等をモデル本人と直接取り交わした場合、その契約書・覚書等が無効となる場合もあります。</p> <p>③出演者との金銭受け渡し 当社からの事前の承諾なく、交通費を含む出演者との直接の金銭の受け渡しは禁止とさせていただきます。交通費・タクシー代が発生する場合は当社より請求させていただくものとします。 後に発覚した場合でも、出演者に直接支払った金額を出演料から差し引くことは出来かねますのでご注意ください。</p> <p>④出演者に対するSNSでの拡散依頼 出演者に対し、商品に関する投稿を行うよう依頼する行為は禁止とさせていただきます。 出演者のSNSでの拡散が必要な場合は、事前に当社へご相談いただき、料金についても別途協議をするものとします。</p> <p>※上記のような禁止行為が万が一発覚した場合には、今後のお取引の制限及び違約金を請求する場合がありますのでご了承ください。</p>

ご相談窓口

当社業務についてご不明な点、お気づきのこと等ございましたら、何なりとお申し付け下さい。

メールでのお問い合わせ globalmodel@grow-ship.com

お電話でのお問い合わせ **06-4256-1558**

ご返信まで3営業日ほど頂く場合がございます。お急ぎの場合は電話窓口まで、お気軽にお問い合わせください。

受付時間 9:00～18:00（土日祝休）

株式会社Growship

外国人タレントマネジメント事業部